

【令和6年度】 宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金

申請の手引き

燃料費高騰により、厳しい経営状況に置かれている県内貨物運送事業者を支援することにより、県内物流機能を維持することを目的に県内に事業所を有する中小規模貨物運送事業者に対し、貨物車両の保有台数に応じた燃料費を助成します。

申請受付期間

※受付期間が大変短いので、お早めにご準備願います。

令和7年1月20日(月) から 令和7年2月21日(金) まで

※期間中の消印有効

申請対象

宮城県内に事業所を有する一般貨物運送事業者・特定貨物運送事業者・貨物軽自動車運送事業者であって、運輸業を主たる事業とする中小規模貨物運送事業者(みなし大企業を除く)。

令和6年度では、令和6年4月1日から令和6年6月30日までの間、運送事業のために使用している車両を対象とします。

補助金の不正受給は犯罪です。発覚した場合には法令等に基づき、補助金全額の返還のほか、加算金の請求、懲役もしくは罰金に処せられる可能性があります。

お問合せ

みやぎおうえんコンソーシアム
(宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金事務局)
TEL 022-748-4926(平日10:00~17:00まで)



目次

■ 申請にあたっての注意事項	
■ 補助金の概要	2P
【趣旨】	2P
【補助対象事業者】	2P
【補助対象車両】	2P
■ 補助単価	3P
■ スケジュール	4P
【申請書類】	5P
■ 交付の流れ	6P
■ WEB申請フォームによる申請方法	7~
■ 紙による申請・お問合せ先	19P
■ よくある質問	20~

申請にあたっての注意事項

本補助金に係る注意事項を以下のとおりご案内いたしますので、必ずご確認のうえ、ご理解いただいたうえでの申請をお願いいたします。

1. この「【令和6年度】宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金 申請の手引き(令和7年1月版)」は、令和7年1月20日から令和7年2月21日(消印有効)までに申請された本補助金事業に適用されます。
2. 定められた期日までに補助金申請書等の提出がないと、補助金は受け取れません。
補助金交付規程に定めた書類等を補助金事務局に提出し、審査基準を満たさなければ補助金は受け取れません。
もし、提出した申請書類に不備があった場合は、定められた期日までに修正したものを事務局に提出しなければなりませんので、お早めに申請するようにお願いします。また、提出書類に疑義がある場合は追加書類の提出を求めています。
3. その他
申請者は、本手引き、補助金交付規程等に記載のない細部については、補助金事務局からの指示に従うものとします。

本補助金事業は、補助金適正化法に基づき実施されます。

○本補助金事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）」に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。

補助金の概要

【趣旨】

燃料費高騰により、厳しい経営状況に置かれている県内貨物運送事業者を支援することにより、県内物流機能を維持するため、県内に事業所を有する中小規模貨物運送事業者に対し、貨物車両の保有台数に応じて燃料費を助成するものです。

【補助対象事業者】

県内に事業所を有する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む事業者であって、運輸業を主たる事業とする中小企業者(みなし大企業を除く)。

※旅客自動車運送事業者(集合バス、タクシーなど)は対象外となります。

(運輸業を主たる事業とする中小企業者)

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

(みなし大企業)

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める中小企業者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

【補助対象車両】

以下の全てを満たす車両。

ただし、電気を動力源とするもので内燃機関を有しないもの及び二輪自動車、被牽引自動車を除く。

-
- ① 補助対象事業者が、令和6年4月1日から令和6年6月30日までの間、運送事業のために使用していること。
 - ② 宮城運輸支局又は軽自動車検査協会宮城主管事務所から交付された自動車登録番号標(ナンバープレート)を表示した車両であること。
 - ③ 車検証記載の用途が「貨物」または「特種」であるもの。
 - ④ 事業用であるもの。

なお、上記の条件を全て満たす車両のうち、令和6年4月から6月の各月において長距離貨物運送(※1)を1回以上行っている車両について、補助単価に0.5倍の額を上乗せする。

補助単価

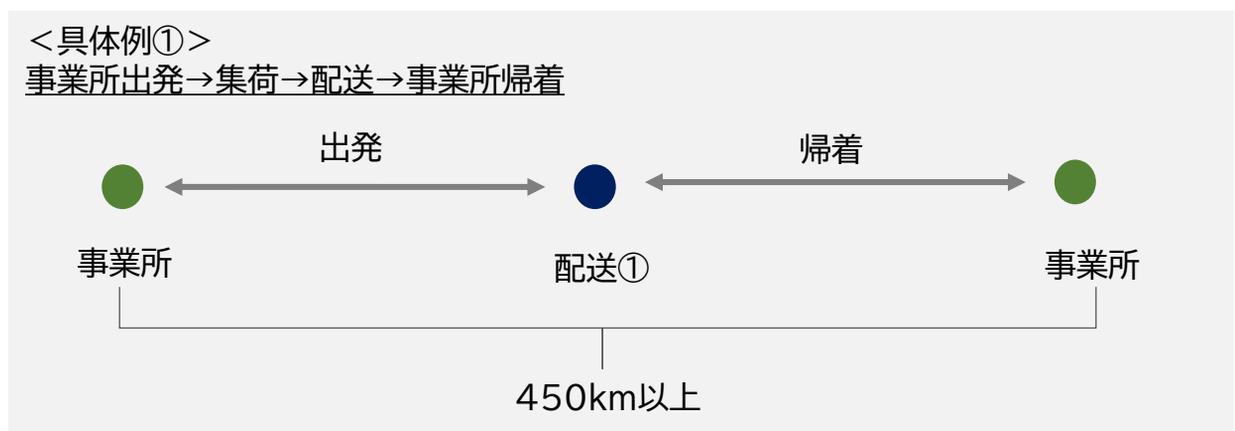
	【補助単価】 貨物運送事業許可申請に係る区分別	【上乗せ単価】 長距離貨物運送(※1)を行った車両
普通・牽引	30,000円／一台	15,000円／一台
小型	20,000円／一台	10,000円／一台
軽	10,000円／一台	5,000円／一台

※1「長距離貨物運送」とは

一の運行※2の走行距離が450キロメートル以上の貨物運送をいう。(「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)第四条第一項第三号による。)

※2「一の運行」とは

自動車運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に帰着するまでをいいます。(「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」(厚生労働省)p5より)



積み荷を積載しているかどうか、宿泊を伴うかどうかに関わらず、事業所を出発してから帰着するまでの合計走行距離が450km以上であるものが対象となります。

スケジュール

募集期間 **令和7年1月20日(月)～令和7年2月21日(金) まで**
※期間中の消印有効

補助金交付 **交付申請書提出から1～2か月後**

【申請書類】

- ① 補助金交付申請書 **様式①の1から①の5**
- ② 補助対象車両申請書 **様式②**
- ③ 長距離貨物運送運行記録等(補助単価の上乗せを申請される方のみ)
 - (1)一般又は特定貨物自動車運送事業者については、長距離貨物運送を行っていることが分かる運行記録書(令和6年4月～6月の各月1回分)
(運転者名、車両を識別する記号(ナンバー等)、業務開始及び終了の地点及び日時、走行した経路及び距離が**全て**記載されているもの)
 - (2)貨物軽自動車運送事業者については、**様式③の3**及びその記載内容を証明する以下のいずれかの書類
 - ①各運行のデジタルタコグラフの記録、②配送先・頻度等が記載された契約書等、③配送センター等からの出荷指示書等、④送り状(伝票)の控え、⑤ETC利用明細のいずれかの書類(③～⑤については、各運行分経路上の目的地の分がすべて揃っており、日時等で整合性が取れていること)。
- ④ 全ての申請車両の自動車検査証の写し
- ⑤ 種別ごとの台数が記載されている届出書類 **様式③の2**

事業用自動車の種別ごと台数が記載されている一般貨物自動車運送事業経営許可、特定貨物自動車運送事業許可または貨物軽自動車運送事業経営届に係る申請、届出書類の写し(台数を変更した場合にあっては、変更届出書類の写し)
- ⑥ 法人にあっては、法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写し可)、個人にあっては、本人確認書類の写し(住所記載のあるもの)【運転免許証(両面)・マイナンバーカード(オモテ面)・住民票の写し・各種健康保険証のコピー等のいずれか1点】
- ⑥' (⑥で資本金又は出資金が3億円以上の場合)常時使用従業員の数がわかるもの
(税務申告書(法人事業概況説明書)等)
- ⑦ 複数の事業を行っている事業者にあっては、それぞれの事業の売上額がわかるもの(税務申告書(法人事業概況説明書)等)
- ⑧ 県税に未納がないことについての証明書(写し可、3ヶ月以内に発行のもの)
- ⑨ 提出書類 確認票 **様式③の1**

交付の流れ

補助事業の基本的な流れ(事業開始から終了まで)

【事業者→補助金事務局】 WEB申請フォームによる申請 または 補助金交付申請書の郵送による提出	令和7年 1月20日から 令和7年 2月21日(消印有効)迄
---	-----------------------------------

審査

【補助金事務局→事業者】 補助金交付決定 (交付決定通知書の送付)	書類の不備がない場合 申請書受理から 3~4週間程度※目安
---	-------------------------------------

送金準備

【補助金事務局→事業者】 補助金の交付	交付決定の通知後、 指定口座への送金まで 3週間程度※目安
------------------------	-------------------------------------

WEB申請フォームによる申請方法

宮城県運送事業者原油高騰緊急支援事業
Web申請フォームへアクセスしてください。



<https://37c87908.form.kintoneapp.com/public/miyagi-unso>

Web申請をしていただく前に

1. 書類アップロードの準備

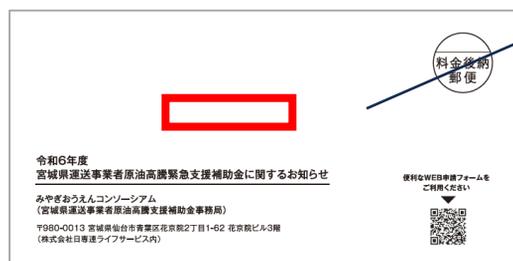
Web申請フォームでの申請では、多くの書類を画像データ等にしてアップロードしていただきます。

5ページに記載の③～⑧の書類について、事前に書類の画像等データをご準備ください。

2. 管理番号について

補助対象となる方には、「令和6年度宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金に関するお知らせ」を順次送付しておりますので、届いた方は、封筒宛名面に記載されている「管理番号」を次ステップで入力していただくと内容の一部を反映させることができます。

※管理番号が無くてもWeb申請を行うことは出来ます。



MU-0000

WEB申請フォームによる申請方法

Step1-① 事業者の名称等を登録してください

1 令和6年度宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金について、下記の金額が交付されるよう下記の情報と関係書類を添えて申請します。

2 管理番号（無くても申請情報を入力できます）
MU- 検索 一当事業の案内DMが届いている方は、封筒の宛名面に印字されている番号を入力いただければ、一部の内容が反映され便利です。

3 1. 申請者区分
 中小企業（みなし大企業を除く）※申請は1事業者につき1申請とします。複数の営業所がある場合にはまとめて申請してください
 個人事業主

4 事業者名（法人：法人名 個人：個人名）

郵便番号

所在地

代表者役職名（法人のみ）

代表者氏名（法人のみ）

- 1 当補助金Web申請誓約事項【必須項目】
- 2 管理番号:ご案内封筒に記載されている管理番号です。一部の項目が反映されます
- 3 申請者区分 法人もしくは個人事業主いずれかを選択してください。【必須事項】
- 4 事業者名、郵便番号、住所は管理番号入力していただければ自動で掲出します。
自動で掲出された場合は必ず事業者名を確認してから申請を進めてください。

掲出されない場合、変更となっている場合は上書きが可能です。
役職名ならびに代表者名は法人のみ入力してください。

WEB申請フォームによる申請方法

Step1-② 申請車両の区分と台数を入力してください

2. 申請車両について（申請する車両の種別と台数）
※令和6年4月1日から令和6年6月30日まで稼働していた車両数
※緑（黒）ナンバーのみ

① 長距離貨物運送車両の有無*

①なし

②あり（一般又は特定貨物自動車運送事業者）

③あり（貨物軽自動車運送事業者）

②

【普通・牽引】 事業用貨物車両 1台 30,000円 ×	台数（普通）	補助金額
	- 0 +	0
うち長距離貨物運送を行った車両 1台 15,000円 ×	台数	補助金額
	- 0 +	0
【小型】 事業用貨物車両 1台 20,000円 ×	台数（普通）	補助金額
	- 0 +	0
うち長距離貨物運送を行った車両 1台 10,000円 ×	台数	補助金額
	- 0 +	0
【軽】 事業用貨物車両 1台 10,000円 ×	台数（軽）	補助金額
	- 0 +	0
うち長距離貨物運送を行った車両 1台 5,000円 ×	台数	補助金額
	- 0 +	0

③

補助金合計

0

① 長距離貨物運送車両の有無を必ず選択してください。【必須項目】

② 保有する車両数を種別ごとに入力してください。

※ ①で選択した内容に応じて、掲出される内容が変動します。

※ 長距離貨物運送を行った車両がある場合は種別ごとに入力してください。

③ 入力した申請台数に応じて補助金額が自動計算されます。**必ずご確認ください。**

WEB申請フォームによる申請方法

Step1-③ ご担当者の情報を入力してください

担当者連絡先

担当者氏名

日中連絡可能な電話番号

電子メールアドレス

← 戻る

→ 次へ

- ① 当補助金申請をご担当されている方お名前と連絡先を入力してください。

※補助金交付の審査過程でご連絡をさせていただく場合がございます。

- ② ご登録いただいた電子メールアドレスにWeb申請が完了した際に、自動返信メールを送信いたします。

- ③ Step2へ

WEB申請フォームによる申請方法

Step2 補助金対象に関する確認事項

1

【様式①の2】

補助対象について ※すべての要件を満たさない場合は補助金の対象になりません。

1. 申請車両について

- ① 自家用ではない。事業用である。（用途は「貨物」又は「特種」である）
- ② 令和6年4月1日から令和6年6月30日までの間、稼働していた車両である。
- ③ 宮城運輸支局又は軽自動車検査協会宮城主管事務所から交付された自動車登録番号標（ナンバープレート）を表示した車両である。
- ④ 登録年月日/交付年月日が令和6年6月30日までの日付である。
- ⑤ 有効期間の満了する日が令和6年4月1日以降の日付である。
- ⑥ 使用者の氏名又は名称が申請者と同一の個人または法人である。
- ⑦ 二輪自動車、被牽引自動車、牽引車ではない。
- ⑧ 電気を動力源とするもので内燃機関を有しないものではない。（EVは対象外ですが、FCV・HEV・PHEV・天然ガスは対象となります。）

補助対象事業者について

- ⑨ 県内に事業所を有する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む事業者であって、運輸業を主たる事業とする中小企業者です。（中小企業とは資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人です。）（法人のみ）提出する登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は原本又は原本の写しに相違ありません。
- ⑩ みなし大企業ではありません。 ※以下（1）～（5）の要件に当てはまる場合はみなし大企業となり、本事業の対象となりません。（1）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者（2）発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者（3）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める中小企業者（4）発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者（5）1～3に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- ⑪ 暴力団排除に関する事項 ① 法人等（個人又は法人をいう。）は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではありません。また、法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）は、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。② 役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。③ 役員等は、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給していません。また、便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力、関与していません。④ 役員等は、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。
- ⑫ 全ての県税に未納がありません。なお、提出する納税証明書は原本又は原本の写しに相違ありません。
- ⑬ 補助金の交付申請にあたり、上記のいずれにも誓約又は同意をいたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、申請者が不利益を被ることとなった場合も、異議は一切申し立てません。上記について理解の上、交付申請いたします。

2

← 戻る → 次へ

① 全13事項すべて該当しない場合は補助金の対象事業者になりません。

② Step3へ

WEB申請フォームによる申請方法

Step3 燃料費高騰分についての価格転嫁に関する現状分析と「2024年問題」の解決に向けた取組について

1

【様式③の3】
燃料費高騰分についての価格転嫁に関する現状分析と「2024年問題」の解決に向けた取組について、以下の設問に対する回答を入力してください。

【設問1】「標準的な運賃」及び「燃料サーチャージ」について、管内の運輸局等に届出を行っていますか。当てはまるものをすべて選択してください。

- 1. 「標準的な運賃」の届出を行っている。
- 2. 「燃料サーチャージ」の届出を行っている
- 3. 届出していない

【設問2】「標準的な運賃」の届出をしていない理由は何ですか。最も当てはまるものを選択してください

- 1. 人手不足で手が回らない
- 2. 原価の算出ができない
- 3. 必要性を感じない
- 4. 制度の対象外（特定貨物、軽貨物）
- 5. 制度が分からない

【設問3】「燃料サーチャージ」の届出をしていない理由は何ですか。最も当てはまるものを選択してください。*

- 1. 人手不足で手が回らない
- 2. 燃費の把握ができない
- 3. 燃料の基準価格や燃料サーチャージの改訂条件が設定できない
- 4. 必要性を感じない
- 5. 制度の対象外（特定貨物、軽貨物）
- 6. 制度が分からない

- 3. 同業他社との差別化ができていないため（輸送品質が高い等）
- 4. 以前から、適正運賃に理解がある荷主を選んで取引してきたため
- 5. その他

「5.その他」を選択した場合は具体的な要因を入力してください

【設問9】「2024年問題」の解決に向けて、必要となる取組は何だと考えますか。特に当てはまるものを2つ選択してください。

- 1. 「標準的な運賃」取受に向けた制度周知
- 2. 荷主に対する行動変容の働きかけ（適正運賃取受、価格転嫁円滑化等）
- 3. 消費者に対する行動変容の働きかけ（再配達削減等）
- 4. 高質な荷主・元請の取り纏まり強化
- 5. 物流効率化機器の導入（テールゲートリフター、パース予約等）
- 6. 効率的な物流方法の導入（共同配送等）
- 7. 多様な人材の活用・育成等の人材確保
- 8. その他

「8.その他」を選択した場合は具体的な取組を入力してください

2

← 戻る → 次へ

① 全ての設問(9問)に回答してください(必須項目)

② Step3へ

WEB申請フォームによる申請方法

Step4 振込口座の登録

振込先口座（申請者名義のものに限る。）

①	金融機関コード	支店コード
	0125	205

金融機関情報検索

0125_205 ①-(2)

※そのまま検索ボタンをクリックしてください。

①-(3)	金融機関名	支店名
	七十七銀行	一番町支店

②	③	④
口座種別	口座番号*	カタカナ名義
選択してください ^	1234567 ※7桁未満の場合は先頭を"0"で埋めてください	かたかな"リョウ"ガク" 000
普通		
当座		

⑤

※通帳表紙と裏の見開きを添付してください。

登録...
最大10MB

- ① 金融機関コードと支店コードを入力してください
- ①-(2) 金融機関情報検索ボタンをクリックしてください。
- ①-(3) 自動で金融機関ならびに支店が掲出されますのでご確認ください。
- ② 口座種別を選択してください。
- ③ 口座番号 7桁の入力してください(7桁未満の場合は0で不足桁数を埋めてください)
- ④ 口座名義を半角カナで入力してください
- ⑤ 通帳の画像データをアップロードしてください。
※表紙面ならびに2ページ目、3ページ目の画像データ

アップロード後のイメージ

登録...

最大10MB

IMG_0162.JPG

※通帳表紙と裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分）の写し

WEB申請フォームによる申請方法

Step5 ① 補助対象車両申請 (長距離貨物運送車両 なし)

①

複数車両を申請する場合は、右端の「+」で行を追加してください

②	③	④			
陸運支局略称	分類番号 (3桁)	ひらがな	一連指定番号 (4桁)	申請車両種別 *	長距離貨物運送の有無
選択してくだ				<input checked="" type="radio"/> 普通・牽引 <input type="radio"/> 小型 <input type="radio"/> 軽	選択してくだ

⑤

車検証の写しをアップロードしてください (すべての申請車両の車検証が必要です。)

参照 ...

最大10MB

- ① 申請車両ナンバーを入力してください。
- ② 申請車両の種別を選択してください。
- ③ 長距離貨物運送を行った車両の有無を選択してください。
- ④ 複数車両の申請する場合はプラスボタンをクリックすると新しい行が掲出されます。
- ⑤ 申請した全車両の車検証の画像等データをアップロードしてください。

Step5 ② 補助対象車両申請

(長距離貨物運送車両あり) / 一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者)

複数車両を申請する場合は、右端の「+」で行を追加してください

陸運支局略称	分類番号 (3桁)	ひらがな	一連指定番号 (4桁)	申請車両種別 *	長距離貨物運送の有無	
選択してくだ				<input checked="" type="radio"/> 普通・牽引 <input type="radio"/> 小型 <input type="radio"/> 軽	選択してくだ	<input checked="" type="radio"/> + <input type="radio"/> ×

車検証の写しをアップロードしてください (すべての申請車両の車検証が必要です。)

参照 ...

最大10MB

⑥

運行記録書等をアップロードしてください (長距離貨物運送車両の上乗せ申請する場合はすべての当該車両のR6年4月~6月分の運行記録書等)

参照 ...

最大10MB

- ① ~⑤ Step5 ① と同じ内容を入力、アップロードをしてください。
- ⑥ 申請車両の運行記録の画像等データをアップロードしてください。
※長距離貨物運送の行った全車両分のアップロードが必要です
※各車両の令和6年4月~6月の運行記録の画像等データが必要です。

WEB申請フォームによる申請方法

Step5 ③ 補助対象車両申請 (長距離貨物運送車両あり / 貨物軽自動車運送事業者)

【重要】貨物軽自動車運送事業者は、様式③の3「貨物軽自動車運送事業者における長距離貨物運送運行記録」をダウンロードし作成のうえ以下のテーブルにアップロードしてください。
様式③の3ダウンロードはこちら

事業用貨物車両【軽】 (長距離貨物運送車両 **あり**/貨物軽自動車運送事業者)

①

陸運支局略称	分類番号 (3桁)	ひらがな	一連指定番号 (4桁)	長距離貨物運送を実施している証明書類 (※③~⑤は各運行分の経路上の目的地の分がすべて揃っており、日時等で整合性がとれていること)
選択してくだ ↓				<input type="checkbox"/> ①各運行のデジタルタコグラフの記録 <input type="checkbox"/> ②配送先・頻度が記載された契約書等 <input type="checkbox"/> ③配送センター等からの出荷指示書等 <input type="checkbox"/> ④送り状 (伝票) の控え <input type="checkbox"/> ⑤ETC利用明細

②

③

④

車検証の写しをアップロードしてください (すべての申請車両の車検証が必要です。)

参照 ...

最大10MB

⑤

長距離貨物運送を実施している証明書類をアップロードしてください (※提出書類が上記③~⑤の場合は各運行分の経路上の目的地の分がすべて揃っており、日時等で整合性がとれていること)

参照 ...

最大10MB

⑥

様式③の3を作成しアップロードしてください。

参照 ...

最大10MB

- ① 申請車両ナンバーを入力してください。
- ② 長距離貨物運送を行った証明書類を選択してください。
- ③ 複数車両分申請する場合はプラスボタンをクリックすると新しい行が掲出されます。
- ④ 申請した全車両の車検証の画像等データをアップロードしてください。
- ⑤ ②で選択した書類の画像等データをアップロードしてください。
- ⑥ 様式③の3をアップロードしてください。
※様式③の3は当補助金のホームページからダウンロードし作成してください

WEB申請フォームによる申請方法

Step6 ① 証明書類関連(法人)

①

- ①-1一般貨物自動車運送事業経営許可の写し
- ①-2特定貨物自動車運送事業許可の写し
- ①-3貨物軽自動車運送事業経営届に係る申請書または届出書類の写し
- ②事業計画(変更)届出書の写し(※1)
- ③保有台数証明願(以下※2から書式をダウンロードして使用してください)

※1事業計画変更届出書を運輸支局に『1回』届出した場合、令和6年6月30日までの期間で最後に提出した事業計画変更届をアップロードしてください。事業計画変更届出書を運輸支局に『2回以上』届出した場合、令和6年4月1日から6月30日までの期間に提出したすべての事業計画変更届出書をアップロードしてください。

※2保有台数証明願: 書式ダウンロードはこちら

②

届出書類をアップロードしてください

参照...

③

証明書類(法人)*

- 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※発行から3カ月以内のもの

証明書類データをアップロードしてください*

参照...

最大10MB

④

【法人のみ】資本金または出資金が3億円を超える場合は常時使用従業員の数がわかる書類の提出が必要です

- 資本金(出資金)が3億円を超えていない
- 資本金(出資金)が3億円を超えている(税務申告書(法人事業概況説明書)等のアップロードをお願いします)

【法人のみ】複数の事業を行っている事業者はそれぞれの事業の売上額がわかる書類の提出が必要です。

- 複数の事業をおこなっていない。
- 複数の事業を行っている(税務申告書類(法人概況説明書)等のアップロードをお願いします。前項ですでにアップロードしている場合は不要です。)

法人事業概況説明書をアップロードしてください

参照...

最大10MB

- ① 1台のみの方は①～③、複数台保有している方は②又は③を提出してください。
※保有台数証明願のひな型は当補助金ホームページからダウンロードいただけます。
- ② ①で選択した書類の画像等データをアップロードしてください
- ③ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の画像等データをアップロードしてください
- ④ 資本金又は出資金が3億円を超える法人または複数の事業を行っている法人については従業員数ならびに各事業の売上額がわかる書類(法人概況説明書)の画像等データをアップロードしてください

WEB申請フォームによる申請方法

Step6 ② 証明書類関連(個人)

①

- ①-1一般貨物自動車運送事業経営許可の写し
- ①-2特定貨物自動車運送事業許可の写し
- ①-3貨物軽自動車運送事業経営届に係る申請書または届出書類の写し
- ②事業計画(変更)届出書の写し(※1)
- ③保有台数証明願(以下※2から書式をダウンロードして使用してください)

※1事業計画変更届出書を運輸支局に『1回』届出した場合、令和6年6月30日までの期間で最後に提出した事業計画変更届をアップロードしてください。事業計画変更届出書を運輸支局に『2回以上』届出した場合、令和6年4月1日から6月30日までの期間に提出したすべての事業計画変更届出書をアップロードしてください。

※2保有台数証明願: [書式ダウンロードはこちら](#)

届出書類をアップロードしてください

②

参照...

- 本人確認書類(個人事業主 ※住所記載のあるもの)*
- ①運転免許証(両面)
 - ②マイナンバーカード(オモテ面のみ)
 - ③住民票写し
 - ④各種健康保険証の写し

証明書類データをアップロードしてください*

参照...

最大10MB

- ① 1台のみの方は①～③、複数台保有したい方は②又は③を提出してください。
※保有台数証明願のひな型は当補助金ホームページからダウンロードいただけます。
- ② 本人確認書類の選択と画像等データのアップロードをしてください。

WEB申請フォームによる申請方法

Step6 ③ 納税証明書

1

県税に未納がないことについての証明書（発行から3か月以内のもの）
納税証明書をアップロードしてください

参照...

最大10MB

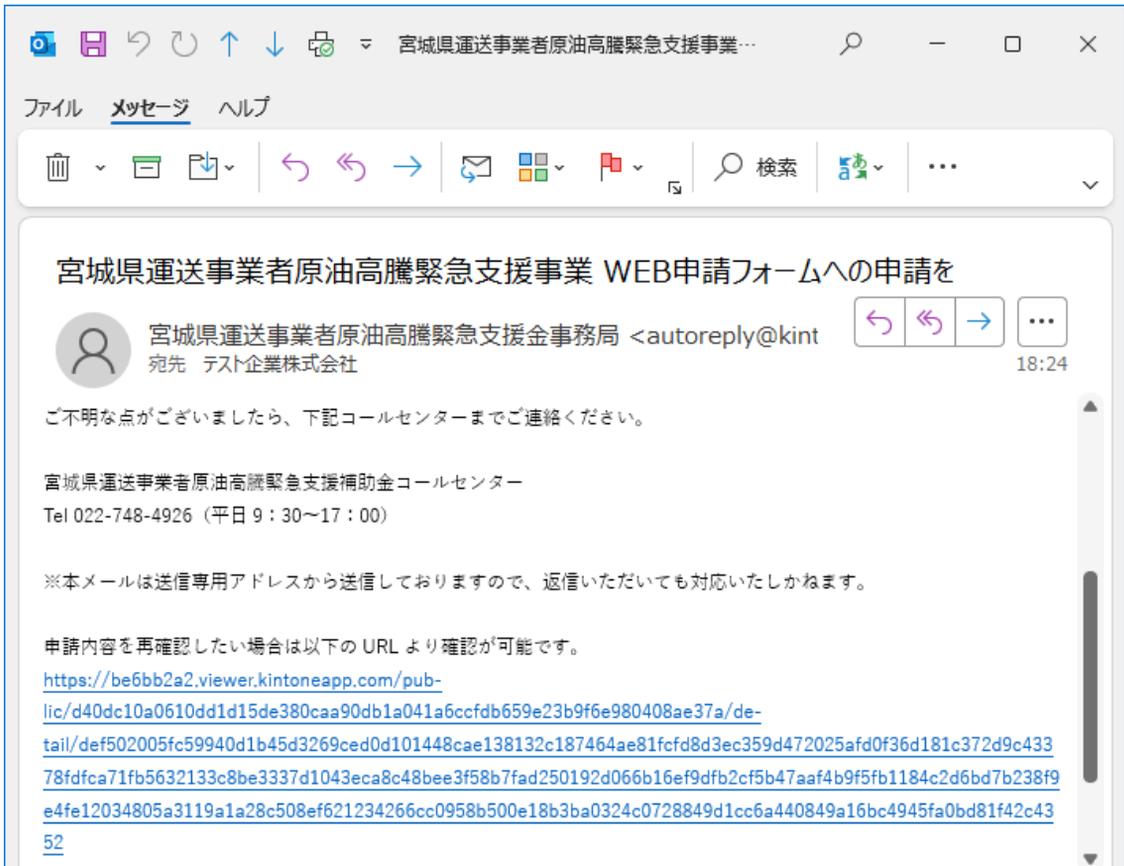
2

戻る 確認

- 1 県税の納税証明書の画像等データをアップロードしてください。
※発行から3か月以内のもの
※証明内容は「すべての県税に未納がないこと」
- 2 「次へ」ボタンを押してください。
- 3 入力内容の確認画面が表示されますので、内容に誤りが無いか確認のうえ、「申請」ボタンを押してください。

以上で申請完了です。

申請完了後にご登録いただいた担当者のメールアドレスにメール送信いたします。URLから申請内容を確認してください。審査において不備等が生じた場合、こちらから修正が可能ですので、ブックマーク等の登録をお勧めします。



紙による申請・お問合せ先

紙による申請方法

下記の専用WEBサイトから申請書類をダウンロード、印刷の上、添付書類と併せて下記提出先まで郵送でお送りください。

【書類提出先】

みやぎおうえんコンソーシアム

(宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金事務局)

〒980-8790

日本郵便株式会社 仙台中央郵便局 私書箱200号

宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金事務局

(株式会社日専連ライフサービス) 行

お問合せ先

みやぎおうえんコンソーシアム

(宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金事務局)

【コールセンター】

TEL / 022-748-4926

受付時間 / 平日10:00~17:00まで

【専用WEBサイト】(令和7年1月20日公開)

宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金

<URL> <https://miyagi-unso-shien.jp>



QRコード

よくある質問

Q1.対象となる車両はどういったものですか？

下記の4点を全て満たしている車両のみが対象となります。

- ①事業者様が**令和6年4月1日～令和6年6月30日までの間**、**運送事業のために使用していること**
- ②宮城運輸支局または軽自動車検査協会宮城主管事務所から交付された自動車登録番号標（宮城ナンバー又は仙台ナンバーのナンバープレート）を表示した車両であること
- ③用途が「貨物」または「特種」であること
- ④事業用であること

ただし電気を動力源とし内燃機関を有しないものや、二輪自動車、被牽引自動車は対象外です。（たとえばEVは対象外ですが、FCV・HEV・PHEV・天然ガスは対象となります。）

Q2.申請車両の種別はどのように判別すればよいですか？

車両種別は、車検証に記載の種別となります。車両のサイズや運転免許の種類ではありません。

Q3.荷物の積み込みに使用するフォークリフトも対象となりますか？

運送業の経営許可を取得又は届出をしている車両等の基準を満たしている必要があります。

Q4.霊きゅう車は対象となりますか？

本事業では対象となりません。

Q5.宮城県以外の県に営業所があっても対象となりますか？

宮城県内の事業所のみが対象です。

Q6.本社の所在地は宮城県以外ですが対象となりますか？

本社が宮城県外でも県内の事業所について運送業の経営許可を取得又は届出をしていれば対象となります。

本社の代表者、本社の住所で申請してください。

Q7.申請に費用はかかりますか？

申請に必要な書類の取得に費用がかかる場合がありますが、本申請自体には費用はかかりません。

Q8.当補助金は受け取ると課税対象になりますか？

課税対象となります。詳細については自社経理担当者様、または税務署へご確認ください。

よくある質問

Q9.対象期間中、月の半分休業していた(車を修理に出していた)が、その月の分も満額支給されますか？(何日間営業していたら1ヶ月営業していたと見なされますか？)

令和6年4月1日～令和6年6月30日までの間に運送事業のために使用していた車両であれば、期間内に休業していた時期があっても申請可能です。

Q10.対象期間中に車を売却(盗難、廃車など)しました。車を保有していた期間分も申請できますか？

令和6年4月1日～令和6年6月30日までの間に運送事業のために使用していた車両であれば期間の途中で売却(盗難、廃車など)していても申請可能です。当該期間に所有していたことを証明できる書類(登録事項等証明書、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、検査記録事項等証明書)を提出してください。

Q11.法人として経営している運送業とは別に、個人でも経営している。個別に2つ申請できますか？

法人と個人で個別に運送業の経営許可を取得又は届出をしており、対象車両が重複していなければ申請可能です。

Q12. 2名以上の個人が1台の車をシェアして運営しています。それぞれの個人ごとに申請できますか？

できません。運送業の許可を取得又は届出をして、該当車両についてナンバープレートの交付を受けている事業者に対して補助金を交付します。

Q13.申請した台数に抜けがあった。別途申請できますか？

まずは事務局にご連絡ください。様式①(交付申請書)を再提出することで申請できます。様式①に追加分を含めた台数・金額を記入し、追加分の車検証を添付して再提出してください。Web申請の方も追加は可能です。コールセンターにご連絡いただければ修正方法をご案内いたします。

Q14.メールやファックスで申請することはできますか？

できません。申請はオンライン申請フォームまたは郵送のみの受け付けとなります。
※事務局では受付窓口を設けておりませんので、ご持参頂くことはお控えください。

Q15.自家用のトラックを所有して事業を行っているが、申請できますか？

貨物自動車運送業者に対する支援となります。トラックでも自家用(白ナンバー)は対象外です。

よくある質問

Q16. 令和5年度・第2弾との違いは何ですか？

補助対象・補助単価に変更はありませんが、対象期間に変更があります。
また、長距離貨物運送を行った車両に対する補助単価の上乗せ制度があります。
詳細につきましては、P4をご確認ください

Q17. 令和5年度の第一弾・第二弾で申請していない・不交付だったが、令和6年度に申請できますか？

今回の申請条件を満たしていれば新規申請者と同じ審査書類をご提出いただくことで申請可能です。申請方法の詳細につきましては、ホームページをご確認ください。

Q18. WEB申請フォームに管理番号を入力する欄があるが、入力しないと申請できないのか。また、どこに記載されているのか。

入力しなくても申請可能です。あくまで入力すると一部の項目の入力を省略できるというものに過ぎません。番号は順次発送しているDMの封筒の宛名欄に記載しておりますので、ご利用になる場合は、封筒を保管願います。

Q19. 一日で450km以上走行しないと長距離貨物運送として認められないのか。

積載の有無を問わず、また、宿泊を伴う場合でも、事業所を出発してから同じ事業所に帰着するまでの合計走行距離が450km以上であれば長距離貨物運送となります。具体例については、p4をご確認ください。

Q20. 補助単価の上乗せを申請する場合は、どのような書類を提出すればよいのか。

(1) 一般又は特定貨物自動車運送事業者

長距離貨物運送を行っていることが分かる運行記録書(令和6年4月～6月の各月1回分、運転者名、車両を識別する記号(ナンバー等)、業務開始及び終了の地点及び日時、走行した経路及び距離が全て記載されているもの)

(2) 貨物軽自動車運送事業者

様式③の3及び記載内容を証明する書類(①各運行のデジタルタコグラフの記録 ②配送先・頻度等が記載された契約書等 ③配送センター等からの出荷指示書等 ④送り状(伝票)の控え ⑤ETC利用明細)のうち、いずれか1つを提出してください。詳細はp5をご確認ください。

Q21. 補助単価の上乗せを申請したいが、法令に基づく運行記録は作成していない車両があった。追って提出しても問題ないか。

運行記録の追加提出は受け付けておりません。その場合は、基礎単価のみの補助となります。なお、法令上運行記録の作成義務がない貨物軽自動車運送事業者においては、様式③-3及び記載内容を証明する書類の提出をお願いします。

よくある質問

Q22.貨物軽自動車運送事業者で長距離貨物運送を行っているが、証明書類がない（紛失・廃棄した）。このような場合は認められないのか。

証明書類により、長距離貨物運送であることが確認できたものについてのみ、補助単価の上乗せを行います。制度の公平な運用の観点から、証明書類による確認ができない場合は、上乗せできません。

Q23.補助単価の上乗せを希望したが、運行記録に一部誤りがあった。修正は認められるか。

軽微なものを除き、原則認められません。
